

社会福祉法人いちはつの会役員等報酬規程

定款第 21 条に基づき、役員等の報酬に関し、次のとおり定める。

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人いちはつの会（以下「法人」という。）の役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 本規程に定めのない事項は、関係法令、定款等の定め及び評議員会の決定するところによる。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、法人の役員に適用する。ただし、次条の「常勤役員の報酬」については、法人の人事、労務、財務、運営等の職務を分掌する役員（以下「常勤役員」という。）にのみ適用する。

(常勤役員及び非常勤役員の報酬)

第 3 条 常勤役員及び非常勤役員の報酬は、次の額の範囲で勤務実態に即して評議員会が定める。

(1)	理 事 長	月額	1,500,000 円以内
(2)	業務執行理事	月額	800,000 円以内
(3)	その他の常勤役員	月額	500,000 円以内
(4)	その他の非常勤役員		無報酬
(5)	評議員		無報酬
(6)	監事		無報酬

2 法人の業績が著しく悪化する等、原資の確保が困難となったときは、評議員会の承認を得て、前項により通知した額を減額することがある。

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 評議員は定款第 8 条の定めにより無報酬とする。

2 この法人の全理事の報酬総額は年間 2500 万円以内とする。

3 その他の非常勤理事は第 3 条 (5) の定めにより無報酬とする。

4 この法人の常勤理事の月額報酬は評議員会の承認を得て決定する。

5 計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げる。

(通勤費)

第5条 常勤役員の通勤費については、正職員の給与規程に準じて個別に定める。

(実費弁償)

第6条 理事及び監事は、職務を執行するために要した実費について、費用弁償を受けることができる。

2 理事長は、理事会を招集したとき及び監事監査の交通費として、別表のとおり支払うものとする。

(職員分給与の取扱い)

第7条 法人は、理事が理事会の承認を得て職員の職務を兼務したときは、第3条の報酬とは別に、執行役員等賃金規程に定めるところにより、職員としての給与を支給する。ただし、複数の職務を兼務した場合でも、基本給については1の業務についてのみ支給する。

(支払方法等)

第8条 役員報酬の計算期間、支払日、支払方法及び控除金等については、執行役員等賃金規程を準用する。

(出張旅費)

第9条 理事長は、理事及び監事に出張を命じたときは、旅費規程を準用し、必要な旅費を支給することができる。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて決定する。

附 則

この規程は、法人設立後から施行する。

附 則

改正後の規程は、令和5年4月1日から施行する。